

# 関東学院大学法学部履修規程

(平成2年2月22日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、授業科目の履修及び単位の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(単位制度)

第2条 本学における学修課程は、単位制度を採用する。

2 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業製作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(注) 授業時間は、90分授業をもって2時間とみなす。

(授業科目の区分)

第3条 授業科目の分類は、次のとおりとする。

法学科

2017年度以降入学生

共通科目	教養科目、保健体育科目、外国語科目
専門科目	導入科目、「法の基礎」群、「公共と法」群、「市民と社会」群、「犯罪と刑罰」群、「国際社会と法」群、「企業の組織と活動」群、「政治・経済と社会」群、「発展科目」群、「社会・公民科目」群、ゼミナール

2012～2016年度入学生

共通科目	教養科目、保健体育科目、外国語科目
専門科目	導入科目、「法の基礎」群、「公共と法」群、「市民と社会」群、「犯罪と刑罰」群、「国際社会と法」群、「企業の組織と活動」群、「政治・経済と社会」群、「発展科目」群、「就職支援科目」群、ゼミナール

2008～2011年度入学生

共通科目	教養科目、保健体育科目、外国語科目
専門科目	導入科目、「法の基礎」群、「公共と法」群、「市民と社会」群、「犯罪と刑罰」群、「国際社会と法」群、「企業の組織と活動」群、「政治・経済と社会」群、ゼミナール

地域創生学科

2017年度以降入学生

共通科目	教養科目、保健体育科目、外国語科目
専門科目	学部基幹科目群、地域創生基礎科目群、地域デザイン科目群、地域安全科目群、地域創生特論科目群、法律科目群、ゼミナール

2 授業科目名及び単位数は、別に掲げる授業科目配当表のとおりとする。

(卒業の要件)

第4条 本学部に4年(8 Semester)以上在学し、所定の単位数(総計及び各構成要件)を満たした者に、卒業資格を認める。

2 卒業に必要な所定の単位数とその構成要件は、次のとおりとする。

法学科

分野		入学年度	2017年度以降			
共通科目	必修科目		2単位（キリスト教学）	24単位	36単位	
	選択科目		22単位			
	外国語科目	必修英語		6単位		12単位
		選択必修外国語		6単位 （独語、仏語、中国語、英語から1外国語を選択） ※留学生は日本語1・2・3		
専門科目	学部基幹選択必修科目		10単位 （法学の基礎、憲法1・2、民法総則1・2、刑法総論1・2の14単位から修得した単位）	72単位		
	コース専門選択必修科目		16単位 （学部基幹選択必修科目で10単位を超えて修得した単位及びコース別に指定する科目34単位から修得した単位） ※各コースの選択必修科目は別表を参照			
	選択科目		46単位 （上記の卒業要件を超えて修得した法学科専門科目の単位及び地域創生学科専門科目の単位（20単位まで）から修得した単位）			
自主選択科目			16単位 （上記の卒業要件を超えて修得した単位及び本履修規程により本学部の修得単位として認定された単位（他学部受講・副専攻課程受講・単位互換履修等により修得した単位）	16単位		
卒業所要単位数			124単位			

法学科

入学年度		2012～2016年度	
分野			
共通科目	教養科目	必修科目	2単位（キリスト教学1）
	保健体育科目	選択科目	26単位
	外国語科目	必修英語	6単位
		選択必修外国語	6単位 「独語、仏語、中国語、英語から1外国語を選択」 (留学生は日本語1・2・3)
専門科目	必修科目	14単位 (法学の基礎、ゼミナール1・2・3・4・5・6) ※ただし、ゼミナール1～6の全部または一部の単位を修得できなかった者は、未修得のゼミナールに相当する単位数を減じ、2～12単位とする。	
	学部基幹選択必修科目	8単位 (憲法1・2、民法総則1・2、刑法総論1・2から4科目8単位)	
	コース専門選択必修科目	16単位 「コース別に指定される34単位中16単位」(「学部基幹選択必修科目」で8単位を超えて修得した単位数を算入する。) (各コースの選択必修科目は別表を参照)	
	選択科目	40単位 「必修科目以外の専門科目」(「コース専門選択必修科目」で16単位を超えて修得した単位数を算入する。) ※ただし、ゼミナール1～6の全部または一部の単位を修得できなかった者は、未修得のゼミナールの単位数を加えた上で、12単位を加算して54～64単位とする。	
自主選択科目	8単位 「上記の共通科目で40単位、専門科目で78単位(ゼミナール1～6の全部または一部の単位を修得できなかった者は90単位)を超えた単位数、及び所属学科以外(第13条第2項及び第3項に定める場合を除く)で修得し本学部の単位として認定された単位数」		
卒業所要単位	126単位 ※ただし、ゼミナールの全部または一部の単位を修得できなかった者は、138単位とする。		

法学科

入学年度		2008～2011年度	
分野			
共通科目	教養科目 保健体育科目	28単位	
	外国語科目	必修英語	4単位（英語1・2・3・4）
		選択必修英語	2単位 （メディア英語、コミュニケーション英語のどちらか1科目を選択）
		選択必修外国語	6単位 「独語、仏語、中国語から1外国語を選択」 （各初級外国語1・2・3） （留学生は日本語1・2・3）
専門科目	必修科目	14単位 （法学の基礎、ゼミナール1・2・3・4・5・6）	
	選択必修科目	16単位 「コース別に指定される32単位中16単位」 （各コースの選択必修科目は別表を参照）	
	選択科目	48単位 「必修科目以外の専門科目」	
	自主選択科目	8単位 「上記の共通科目で40単位、専門科目で78単位を超えた単位数、及び所属学科以外（第13条第2項及び第3項に定める場合を除く）で修得し本学部の単位として認定された単位数」	
	卒業所要単位	126単位	

地域創生学科

分野		入学年度	2017年度以降		
共通科目		必修科目	2 単位 (キリスト教学)	2 4 単位	3 6 単位
		選択科目	2 2 単位		
	外国語科目	必修英語	6 単位	1 2 単位	
		選択必修外国語	6 単位 (独語、仏語、中国語、英語から 1 外国語を選択) ※留学生は日本語 1・2・3		
専門科目		学部基幹科目群 及び 地域創生基礎科目群	2 4 単位 (学部基幹科目群 1 4 単位及び地域創生基礎科目群 1 6 単位から修得した単位)	7 2 単位	
		コース別科目群 (地域デザイン科目群 又は 地域安全科目群) 及び 地域創生特論科目群	1 4 単位 (コース別に指定する科目 1 6 単位及び地域創生特論科目 群 1 0 単位から修得した単位) ※各コースの選択必修科目は別表を参照		
		法律科目群	8 単位 (法律科目群 3 6 単位から修得した単位)		
		選択科目	2 6 単位 (専門科目の上記 3 区分の各卒業要件を超えて修得した科目の 単位及び法学科専門科目で修得した科目の単位から修得した単位)		
		自主選択科目	1 6 単位 (上記の卒業要件を超えて修得した単位及び本履修規程により 本学部の修得単位として認定された単位 (他学部受講・副専攻課程 受講・単位互換履修等により修得した単位))	1 6 単位	
		卒業所要単位数	1 2 4 単位		



- (注) 教職・司書課程開講科目の単位は、制限単位数に算入しない。  
 なお、教科に関する本学部の専門科目の単位は制限単位数に算入する。  
 休学者については、別途定める。
- (8) 2008年度以降入学生については、第11条、第11条の2、第11条の3及び第11条の4に定める単位を各セメスターの履修制限単位数を超えて認定することができ  
 る。
- (9) 履修登録後の科目の追加及び変更は、原則として認めない。
- (10) クラス指定の科目については、指定されたクラス以外で履修登録することは、原則として  
 認めない。
- (11) 科目は、配当セメスターにしたがって履修しなければならない。
- (12) 同一講時に2科目以上履修登録をした場合は、それらの科目の履修登録をすべて無効とす  
 る。ただし、同一講時に分割して配置されている科目を履修登録した場合を除く。
- (13) 登録必須科目は、原則として指定されたセメスターに履修登録をしなければならない。  
 登録必須科目に指定する科目及び履修時期は下記の通りとする。

2008～2010年度法学科入学生

学びの基礎 第1セメスター、法学の基礎 第2セメスター  
 コース入門 第3セメスター

民法総則1 第1セメスター、民法総則2 第2セメスター  
 憲法1 第3セメスター、憲法2 第4セメスター  
 刑法総論1 第3セメスター、刑法総論2 第4セメスター

2011年度法学科入学生

学びの基礎 第1セメスター、法学の基礎 第2セメスター  
 キャリアデザイン入門 第2セメスター  
 コース入門 第3セメスター

民法総則1 第1セメスター、民法総則2 第2セメスター  
 憲法1 第3セメスター、憲法2 第4セメスター  
 刑法総論1 第3セメスター、刑法総論2 第4セメスター

2012～2016年度法学科入学生

学びの基礎 第1セメスター、法学の基礎 第1セメスター  
 KGUキャリアデザイン入門 第1セメスター  
 コース入門 第2セメスター

憲法1 第1セメスター、憲法2 第2セメスター  
 民法総則1 第1セメスター、民法総則2 第2セメスター  
 刑法総論1 第1セメスター、刑法総論2 第2セメスター

2017年度以降法学科入学生

キリスト教学 第1セメスター  
 大学入門ゼミナール 第1セメスター  
 KGUキャリアデザイン入門 第1セメスター

法学の基礎 第1セメスター、コース入門 第2セメスター  
 憲法1 第1セメスター、憲法2 第2セメスター  
 民法総則1 第1セメスター、民法総則2 第2セメスター

刑法総論1 第1セメスター、刑法総論2 第2セメスター  
 プレゼミナール1 第2セメスター  
 プレゼミナール2 第3セメスター  
 ゼミナール1 第4セメスター

2017年度以降地域創生学科入学生

キリスト教学 第1セメスター  
 大学入門ゼミナール 第1セメスター  
 KGUキャリアデザイン入門 第1セメスター

法学の基礎 第1セメスター  
 憲法1 第1セメスター、憲法2 第2セメスター  
 民法総則1 第1セメスター、民法総則2 第2セメスター

刑法総論1 第1セメスター、刑法総論2 第2セメスター  
 地域創生概論 第2セメスター

地域デザインコース	地域協働論	第3セメスター
地域安全コース	防災・復興論	第4セメスター
プレゼミナール1		第2セメスター
プレゼミナール2		第3セメスター
ゼミナール1		第4セメスター

(14) 2008年度以降入学生は、第3セメスターにおいて、別表に定めるコースのうちいずれか一つのコースを選択し、第8セメスターまで同一のコースにおいて履修しなければならない。ただし、特段の理由がある場合には、コースの変更を認める。コースの変更手続は別途定める。

(ゼミナールの履修登録)

第6条の2 2008～2016年度法学科入学生は、ゼミナール1から6については、原則として同一の教員が担当するゼミナールを順番に履修登録しなければならない。

2 2008～2016年度法学科入学生は、履修登録をしなかったセメスター以降に配当されるゼミナールについては、原則として履修登録することができない。

3 2008～2011年度法学科入学生については、ゼミナールの履修登録をしない場合には、当該セメスターの履修登録制限単位数を20単位とする。

(第3セメスターの進級要件)

第7条 削除

(転部・転科及び再入学者・復学者の履修)

第8条 所属学科以外からの転部・転科及び退学者が再入学した場合の履修については、原則として転部・転科及び再入学した年次の履修規程を適用する。また、休学者が復学した場合の履修については、休学時の履修規程を適用する。

2 転部前の学部で修得した単位については、本学部の定める基準によって本学部の単位として認定する。

(他学部での履修)

第9条 本学部学生は、他学部が指定する「他学部受講科目」を履修することができる。

2 他学部が指定する「他学部受講科目」以外の科目の履修を希望する場合には、所定の他学部受講願を提出し、当該学部の許可を受けなければならない。

3 他学部で修得した単位は、本学部の単位として認定する。

(副専攻課程の受講等)

第9条の2 本学部学生は、他学部が設置する副専攻課程を受講し、当該副専攻課程に設けられている授業科目を履修することができる。

(協定大学での履修)

第10条 本学部学生が本学と単位互換協定を結んだ他の大学で単位互換履修生等として修得した単位は、本学部の単位として認定する。

(海外語学研修の単位認定)

第11条 本学の国際センターが主催する語学研修については、1語学につき1研修に限り、卒業所要単位として認定する。

(インターンシップの単位認定)

第11条の2 「インターンシップ」は、本学部が認めるインターンシップについてのみ単位として認定することができる。履修及び認定の方法は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第11条の3 2008年度以降の入学生については文部科学大臣の定めるところにより、技能審査等の認定評価を別に定める一覧表に基づき、本学部において履修した科目とみなし8単位を上限として単位認定することができる。

2 前項の認定単位は、第16条に定める単位と合わせて30単位を超えることができない。

3 認定手続については、別に定める。

(ボランティア活動の単位認定)

第11条の4 「ボランティア活動」は、別に定める方法により単位として認定することができる。

(外国留学における履修及び単位の認定)

第12条 「学生の外国留学に関する規程」に基づく外国留学で修得した単位は、「学生の外国留学

における履修及び単位の認定に関する取扱規程」により、本学部が定める「外国留学における受講科目の単位取扱い申合せ」に従って本学部の修得単位として認定する。

(卒業所要単位数への算入制限)

第13条 所属学科以外で修得した単位は、第4条に定める範囲で卒業所要単位数に算入する。

2 以下の単位は共通科目または専門科目として第4条に定める範囲で卒業所要単位数に算入できる。

(1) 第8条第2項に基づいて認定された単位

(2) 第12条に基づいて認定された単位

(3) 第14条第2項に基づいて認定された単位

(4) 第16条第1項又は第2項に基づいて認定された単位

(5) 転科前の学科で修得した単位

(6) 本学法学部の退学者が退学した学科と異なる学科に再入学したときの、退学した学科で修得した単位

(2016年度入学生の特則)

第13条の2 2016年度法学部入学生が2016年度に別に定める他学部の科目の単位を修得したときは、教養科目の単位として、第4条に定める範囲で卒業所要単位数に算入できる。

(編入学生の履修)

第14条 編入学生の履修については、編入年次の履修規程を適用する。

2 編入学前の大学又はこれと同等の学校で修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)については、本学部の定める基準によって本学部の単位として認定する。

(卒業見込証明書の発行)

第15条 第6 Semester末における修得単位数と第7 Semester及び第8 Semesterの履修登録制限単位数の合計が、卒業所要単位数を満たしている者には、卒業見込証明書を第7 Semesterに発行することができる。

2 第7 Semester末における修得単位数と第8 Semesterの履修登録制限単位数の合計が、卒業所要単位数を満たしている者には、卒業見込証明書を第8 Semesterに発行することができる。

(新入生の既修得単位数の認定)

第16条 本学部第1年次に入学する前に大学又は短期大学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)について、本学部の定める基準により30単位まで本学部の単位として認定することができる。

2 本学と教育交流を行う高等学校の生徒が本学特別履修生として科目を履修し認定された単位については、本学部に入学した場合には、本学の定める基準により本学部における修得単位として認定することができる。ただし、前項における修得単位数と合わせて30単位を超えることはできない。

3 認定は、入学年度の4月に行う。

4 認定を希望する場合は、履修登録提出日までに教務課に申し出なければならない。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、法学部教授会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成6年7月20日に改正し、平成7年4月1日から施行する。

但し、第7条については、平成7年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年3月27日に改正し、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年3月2日に改正し、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年3月15日に改正し、平成13年4月1日から施行する。

但し、平成11年度以前の入学生については、平成13年度の進級に関して、なお従前どおりとする。

附 則

この規程は、平成14年2月28日に改正し、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2003年（平成15年）3月6日に改正し、2003年（平成15年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2004年（平成16年）3月25日に改正し、2004年（平成16年）4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2005年（平成17年）2月24日に改正し、2005年（平成17年）4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定は、2005年度入学生から適用し、2004年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、2006年（平成18年）1月19日に改正し、2006年（平成18年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2007年（平成19年）3月15日に改正し、2007年（平成19年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008年（平成20年）3月27日に改正し、2008年（平成20年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2011年（平成23年）2月28日に改正し、2011年（平成23年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2011年（平成23年）7月21日から改正施行する。

附 則

この規程は、2012年（平成24年）3月2日に改正し、2012年（平成24年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年（平成26年）3月19日に改正し、2014年（平成26年）4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2015年（平成27年）1月29日から改正施行する。
- 2 改正前の第7条の規定は、2014年度秋学期以降は適用しない。

附 則

この規程は、2015年（平成27年）3月12日に改正し、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年（平成28年）2月2日に改正し、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年（平成29年）1月25日に改正し、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年（平成29年）3月9日に改正し、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

別表（第4条第2項、第6条第14号関係）

法学科（2008～2011年度入学生）

選択必修科目

1. 司法コース

憲法1（2）	憲法2（2）	憲法（人権の保障）（2）
憲法（統治の機構）（2）	民法総則1（2）	民法総則2（2）
民法物権法1（2）	民法債権各論1（2）	民事訴訟法1（2）
民事訴訟法2（2）	刑法総論1（2）	刑法総論2（2）
刑事訴訟法1（2）	刑事訴訟法2（2）	会社法1（2）
会社法2（2）		

2. 行政・政策コース

憲法1（2）	憲法2（2）	行政法（基礎）（2）
行政法（総論）（2）	行政学（2）	行政法（組織法）（2）
行政法（救済法）（2）	地方自治法1（2）	地方自治法2（2）
行政と法政策（2）	税法と政策（2）	情報と法政策（2）
環境法（2）	地方自治政策論（2）	民法総則1（2）
民法総則2（2）		

3. パブリックセキュリティコース

憲法1（2）	憲法2（2）	行政法（基礎）（2）
行政法（総論）（2）	憲法（人権の保障）（2）	民法総則1（2）
民法総則2（2）	刑法総論1（2）	刑法総論2（2）
刑法各論1（2）	刑法各論2（2）	刑事学（2）
刑事訴訟法1（2）	刑事訴訟法2（2）	刑事特別法（2）
社会的安全の法政策（2）		

4. 法とビジネスコース

民法総則1（2）	民法総則2（2）	民法債権総論1（2）
民法債権総論2（2）	民法債権各論1（2）	民法債権各論2（2）
国際経済法（2）	国際取引法（2）	会社法1（2）
会社法2（2）	商法総則・商行為1（2）	商法総則・商行為2（2）
労働法（2）	保険法（2）	経済法（2）
知的財産法（工業所有権法）（2）		

5. 政策とビジネスコース

民法総則1（2）	民法総則2（2）	民法債権各論1（2）
民法債権各論2（2）	事故・災害と法政策（2）	民事紛争解決制度（2）
国際経済論（2）	会社法1（2）	会社法2（2）
保険法（2）	労働の法と政策（2）	競争政策と法（2）
知的財産と法政策（2）	経済政策（2）	共生社会論（2）
社会集団論（2）		

法学科（2012～2016年度入学生）

コース専門選択必修科目

1. 司法コース

行政法（基礎）（2）	憲法（人権の保障）（2）	憲法（統治の機構）（2）
民法物権法1（2）	民法物権法2（2）	民法債権総論1（2）
民法債権総論2（2）	民法債権各論1（2）	民法債権各論2（2）
民事訴訟法1（2）	民事訴訟法2（2）	刑法各論1（2）
刑法各論2（2）	刑事訴訟法1（2）	刑事訴訟法2（2）
会社法1（2）	会社法2（2）	

2. 行政・政策コース

行政法（基礎）（2）	行政法（総論）（2）	行政法（組織法）（2）
行政法（救済法）（2）	地方自治法（2）	地方自治政策論（2）
税法（2）	税法と政策（2）	環境法（2）
行政過程論（2）	国際関係論（2）	労働法（2）
社会保障法（2）	福祉の法と政策（2）	経済学（2）
財政学（2）	行政学（2）	

3. パブリックセキュリティコース

行政法（基礎）（2）	行政法（総論）（2）	行政法（組織法）（2）
行政法（救済法）（2）	地方自治法（2）	憲法（人権の保障）（2）
裁判法（2）	消費者法（2）	刑法各論1（2）
刑法各論2（2）	刑事学（2）	刑事訴訟法1（2）
刑事訴訟法2（2）	国際法総論（2）	国際紛争の解決（2）
国際人権法（2）	経済政策（2）	

4. 法とビジネスコース

民法物権法2（2）	民法債権各論1（2）	国際経済論（2）
国際経済法（2）	会社法1（2）	会社法2（2）
商法総則・商行為1（2）	商法総則・商行為2（2）	
有価証券取引法1（2）	労働法（2）	社会保障法（2）
経済法（2）	知的財産法（工業所有権法）（2）	
知的財産法（著作権法）（2）	経済学（2）	経営学（2）
経済政策（2）		

法学科（2017年度以降入学生）

コース専門選択必修科目

1. 司法コース

行政法総論1（2）	憲法（人権の保障）（2）	憲法（統治の機構）（2）
民法物権法1（2）	民法物権法2（2）	民法債権総論1（2）
民法債権総論2（2）	民法債権各論1（2）	民法債権各論2（2）
民事訴訟法1（2）	民事訴訟法2（2）	刑法各論1（2）
刑法各論2（2）	刑事訴訟法1（2）	刑事訴訟法2（2）
会社法1（2）	会社法2（2）	

2. 行政・政策コース

行政法総論1（2）	行政法総論2（2）	行政法各論1（2）
行政法各論2（2）	地方自治法（2）	税法1（2）
税法2（2）	環境法（2）	憲法（人権の保障）（2）
憲法（統治の機構）（2）	国際人権法（2）	国際関係論（2）
労働法（2）	社会保障法（2）	経済学（2）
財政学（2）	行政学（2）	

3. パブリックセキュリティコース

行政法総論1（2）	行政法総論2（2）	行政法各論1（2）
行政法各論2（2）	地方自治法（2）	憲法（人権の保障）（2）
消費者法（2）	刑法各論1（2）	刑法各論2（2）
刑事学（2）	刑事訴訟法1（2）	刑事訴訟法2（2）
国際法（2）	国際関係論（2）	国際紛争の解決（2）
国際人権法（2）	経済政策（2）	

4. 法とビジネスコース

民法物権法2（2）	民法債権各論1（2）	国際経済論（2）
国際経済法（2）	会社法1（2）	会社法2（2）
商法総則・商行為1（2）	商法総則・商行為2（2）	
有価証券取引法1（2）	労働法（2）	社会保障法（2）
経済法（2）	知的財産法（工業所有権法）（2）	
知的財産法（著作権法）（2）	経済学（2）	経営学（2）
経済政策（2）		

地域創生学科（2017年度以降入学生）

コース別科目群及び地域創生特論科目群

1. 地域デザインコース

地域協働論（2）	地域の健康福祉（2）	地域のまちづくり（2）
地域環境政策論（2）	地域の教育・文化（2）	地域の産業・観光振興（2）
ソーシャルビジネス論（2）	地域リーダー育成演習（2）	地域創生特論1（横浜）（1）
地域創生特論2（川崎）（1）	地域創生特論3（横須賀）（1）	地域創生特論4（鎌倉）（1）
地域創生特論5（逗子）（1）	地域創生特論6（三浦）（1）	地域創生特論7（葉山）（1）
地域創生特論8（厚木）（1）	地域創生特論9（茅ヶ崎）（1）	地域創生特論10（小田原）（1）

2. 地域安全コース

防災・復興論（2）	震災に学ぶ（2）	セーフコミュニティ論（2）
警察の理論と実践（2）	消防の理論と実践（2）	権利擁護と成年後見制度（2）
海上安全の理論と実践（2）	防災・復興演習（2）	地域創生特論1（横浜）（1）
地域創生特論2（川崎）（1）	地域創生特論3（横須賀）（1）	地域創生特論4（鎌倉）（1）
地域創生特論5（逗子）（1）	地域創生特論6（三浦）（1）	地域創生特論7（葉山）（1）
地域創生特論8（厚木）（1）	地域創生特論9（茅ヶ崎）（1）	地域創生特論10（小田原）（1）